

3 2013年以降の国際的な気候変動対策の枠組み

(1) 締約国会議での交渉を継続

京都議定書の2013年以降の国際的な気候変動対策の枠組みについては、2007年12月の気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)での合意(「バリ行動計画」)等に基づき、2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された第15回締約国会議(COP15)に向けて議論が行われてきた。COP15では、米国、中国等の主要排出国を含む30近くの国・機関の間で政治的な合意(「コペンハーゲン合意」)が作成され、条約締約国会議として「同合意に留意する」ことが決定されたが、最終的な枠組み合意には至らず、引き続き議論が行われることとなった。

2010年11～12月にメキシコのカンクンで開催された第16回締約国会議(COP16)では、「カンクン合意」が採択され、コペンハーゲン合意に基づき、先進国及び途上国が提出した排出削減目標等を公式文書として、これに留意することとなった。同合意により、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向けて、交渉が前進することとなった(表Ⅱ-4)。

今後、2011年11～12月にかけて南アフリカ共和国で開催される第17回締約国会議(COP17)に向け、引き続き交渉が継続されることとなっている。

(2) 森林関連の議論の状況

2013年以降の枠組みにおける森林等の取扱いについては、次のような議論が行われている。

(ア) 先進国の森林吸収源の取扱い

森林等の吸収源対策については、各国とも2013年以降も目標達成の手段として引き続き適用可能とすることで基本的に一致しているものの、森林吸収量の算定方式や伐採木材製品の取扱い等をめぐっては、議論が続けられている。

森林吸収量の算定方式については、第1約束期間と同様の算定方式である「グロスネット方式」を含め、主に3つの意見が出されている(図Ⅱ-10)。我が国は、森林吸収源対策には長期的な視点が必要であることや、森林の齢級構成を問わず持続可能な森林経営の取組を適切に評価すべきとの観点から、「グロスネット方式」又は同等の効果を有する場合の「参照レベル方式」が適切であると主張している。

また、現行ルールでは、木材が森林から伐採・搬出された時点で木材中の炭素が大気中に排出されたとみなされているが、搬出後の木材(伐採木材製品(HWP^{*8}))に貯蔵されている炭素量の変化を計上するかどうか、計上する場合にはどのようなルールとするかについて議論が行われている。我が国は、木材利用の推進を通じて、森林と木材の持つ気候変動の緩和便益を最大化すべきとの観点から、京都議定書に基づいて炭素量の変化を計上している森林から生産されたHWPについて、炭素量の変化を計上すべきとの主張を行っている。

表Ⅱ-4 カンクン合意の主な内容

- コペンハーゲン合意に基づき先進国及び途上国が提出した排出削減目標等を公式文書としてこれに留意。
- 工業化以前に比べ気温上昇を2℃以内に抑えよとの観点からの大幅な削減の必要性を認識し、2050年までの世界規模の大幅排出削減及び早期のピークアウトに合意。
- 先進国の森林吸収源の取扱いについて、引き続き議論することを決定。他方、森林吸収量の算定方式案の一つである「参照レベル方式」について、各国の参照レベルに関する情報の審査を実施することを決定。
- 途上国における森林減少及び劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の対象範囲、段階的にREDD+活動を展開する考え方等の基本事項について決定。

*8 Harvested Wood Productsの略。

(イ) 途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等の取扱い

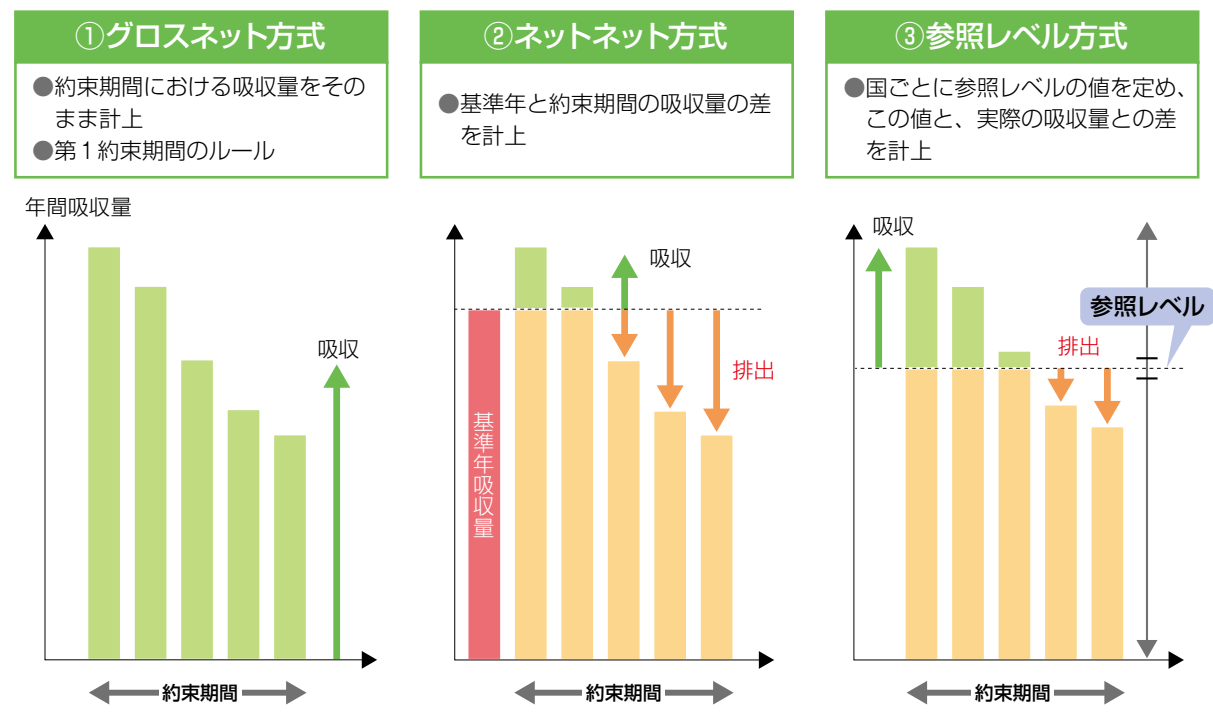
途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の2割を占めるとされており*9、森林減少・劣化からの排出を削減することが気候変動対策を進める上で重要な課題となっている。途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減に向けた取組は「REDD*10」と呼ばれている。

REDDについては、2005年の第11回締約国会議(COP11)において、パプア・ニューギニア等が、過去の推移等から予想される森林減少からの排出量と実際の排出量との差に応じて、資金等の経済的インセンティブを付与すべきと提案したことを発端に、気候変動枠組条約の下での検討が開始された。2007年のバリ行動計画においては、REDDに途上国における森林保全等を加えた「REDD+」の考え方が提唱された。その後、REDD+に関する資金等の政策論、森林のモニタリング等の方法論について議

論が進められ、カンクン合意では、REDD+の対象となる活動の範囲や、段階的にREDD+活動を展開する考え方等が決定された。

我が国は、REDD+の取組として、第15回締約国会議(COP15)において、米国や英国等と共同で、途上国に対して2010年から2012年の3年間で合計35億ドルの支援を実施することを表明した。また、2010年3月に「途上国の森林減少・劣化対策に関する国際セミナー」を開催するとともに、同年5月に構築された「REDD+パートナーシップ」の共同議長(2010年末まで)として、同年10月に、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催にあわせ、「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を開催した。我が国では、これらの取組により、途上国における森林減少対策や森林保全に向けた取組を強化すべく、関係者間における情報共有や意見交換を推進しているほか、森林減少・劣化の防止に資する技術開発や人材育成を支援している。

図II-10 森林吸収量の算定方式案



資料：林野庁業務資料

*9 IPCC (2007) IPCC Fourth Assessment Report.

*10 Reducing emissions from deforestation and forest degradation in developing countriesの略。

